

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おき、  
翌日  
の翌日)

## 目次

◇公安告示 信号機の設置場所  
昭和三十八年三月鳥取県公安委員会告示第四号等の廃止  
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一  
部改正

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第四十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五百号）第四条第一項の規定による信号機の設置場所は、次のとおりである。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 蔵

番号	場 所	備 考
一	鳥取市東品治町一・二三番地の一・一・地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）

二	鳥取市片原一丁目二〇一番地地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
三	鳥取市吉方町二丁目五二番地地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
四	鳥取市片原三丁目二〇一番地の一地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
五	鳥取市東町二丁目二〇番地地先交差点（丁字路）	定周期式（一段式）
六	鳥取市今町二丁目六番地地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
七	倉吉市明治町一、〇三一番地の二地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
八	倉吉市上井町一丁目一番地の七地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
九	米子市角盤町二丁目五五番地地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
十	米子市加茂町二丁目五一番地地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
十一	米子市東倉吉町三〇番地地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
十二	米子市明治町一八番地地先交差点（十字路）	定周期式（多段式）
十三	米子市角盤町四丁目二三番地地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
十四	米子市西福原四六一番地の四地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）
十五	境港市上道町一、九〇三番地の一地先交差点（十字路）	定周期式（一段式）

鳥取県公安委員会告示第五十号  
次に掲げ告示は、廃止する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一、昭和三十八年三月鳥取県公安委員会告示第四号（交通整理用自動信号機の設置について）

二、昭和三十九年一月鳥取県公安委員会告示第二号（交通整理用自動信号機の設置について）

三、昭和四十年三月鳥取県公安委員会告示第十号（交通整理用自動信号機の設置について）

四、昭和四十年四月鳥取県公安委員会告示第十三号（交通整理用自動信号機の設置について）

五、昭和四十一年三月鳥取県公安委員会告示第九号（交通整理用自動信号機の設置について）

六、昭和四十二年三月鳥取県公安委員会告示第八号（交通整理用自動信号機の設置について）

七、昭和四十二年五月鳥取県公安委員会告示第二十五号（信号機の設置について）

鳥取県公安委員会告示第五十一号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十二年十一月十五日から施行する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

3の項中

一般国道五三号線、県道智頭 用線八頭郡智頭町大字智 頭三番地、一、二番地、三 内八五番地、六番地、先 八五番地、六番地、先ま までの間	一、一〇〇メートル	三〇キロメートル	を
--	-----------	----------	---

一般国道五三号線、県道智頭 佐用線一五番地、八頭郡智 智頭一五番地、一、二番地 同地内一〇〇四九番地、一 地先までの間	一、四〇〇メートル	三〇キロメートル	を
---	-----------	----------	---

一般国道九号線、東伯郡泊村 大字宇谷七九二番地、先 ら同地内一、四〇〇番地 先までの間	七〇〇メートル	右	を
--	---------	---	---

一般国道九号線、東伯郡泊村 大字宇谷四〇七番地、三 地先までの間	九五〇メートル	右	を
--	---------	---	---

一般国道九号線、東伯郡羽合 大字田後二二二番地、二 先から同地内四三二番地 地先までの間	六〇〇メートル	右	を
---	---------	---	---

一般国道九号線、東伯郡羽合 町大字長瀬六八九番地、三 先から同町大字田後四三二 番の一、二番地先までの間	一、二〇〇メートル	右	を
---	-----------	---	---

県道鳥取鹿野倉吉線、鳥取市 古海八二〇番地、先から同 地内七四八番地、六番地先 での間	二三〇メートル	右	を
--	---------	---	---

県道鳥取鹿野倉吉線 の一地从先から同地内七三番地先までの間 三朝町大字大瀬字戸崎九番地先から同町大字大瀬字戸崎九番地先までの間	県道鳥取鹿野倉吉線 の一地从先から同地内七三番地先までの間 三朝町大字大瀬字戸崎九番地先から同町大字大瀬字戸崎九番地先までの間	七五〇メートル	高速車・中速車 四〇キロメートル	県道鳥取鹿野倉吉線 の一地从先から同地内七三番地先までの間 三朝町大字大瀬字戸崎九番地先から同町大字大瀬字戸崎九番地先までの間	五〇〇メートル	三〇キロメートル	県道智頭佐用線 の一地从先から同地内七三番地先までの間 智頭町大字郷原一五番地先から同町大字郷原一五番地先までの間	四〇〇メートル	四〇キロメートル (右同)	県道智頭佐用線 の一地从先から同地内七三番地先までの間 智頭町大字郷原一五番地先から同町大字郷原一五番地先までの間	二五〇メートル	四〇キロメートル (右同)	市道美保七五号線 の一地从先から同地内三九六番地先までの間 成田町一七番地先から同町一七番地先までの間	二八〇メートル	三〇キロメートル	県道鳥取鹿野倉吉線 の一地从先から同地内七三番地先までの間 智頭町大字郷原一五番地先から同町大字郷原一五番地先までの間	二三〇メートル	右 同
---	---	---------	---------------------	---	---------	----------	---	---------	------------------	---	---------	------------------	---	---------	----------	---	---------	--------

に を に を に

一般国道九号線 の一地从先から同地内四三三番地先までの間 東伯郡大栄町大字六尾二一五番地先から同町大字由良宿一〇七六番地先までの間	六〇〇メートル	九〇〇メートル	一般国道九号線 の一地从先から同地内四三三番地先までの間 東伯郡大栄町大字六尾二一五番地先から同町大字由良宿一〇七六番地先までの間	一、一〇〇メートル	五〇キロメートル	一般国道九号線 の一地从先から同地内四三三番地先までの間 東伯郡大栄町大字六尾二一五番地先から同町大字由良宿一〇七六番地先までの間	九〇〇メートル	五〇キロメートル	一般国道九号線 の一地从先から同地内四三三番地先までの間 東伯郡大栄町大字六尾二一五番地先から同町大字由良宿一〇七六番地先までの間	五〇〇メートル	右 同	一般国道九号線 の一地从先から同地内四三三番地先までの間 東伯郡大栄町大字六尾二一五番地先から同町大字由良宿一〇七六番地先までの間	六二〇メートル	四〇キロメートル	一般国道九号線 の一地从先から同地内四三三番地先までの間 東伯郡大栄町大字六尾二一五番地先から同町大字由良宿一〇七六番地先までの間	六二〇メートル	四〇キロメートル
---	---------	---------	---	-----------	----------	---	---------	----------	---	---------	--------	---	---------	----------	---	---------	----------

を に を に を

4の項中

に改める。

一般国道九号線 東伯郡羽合町大字長瀬六八九番の三地先から同町大字田後四三二番の一地先までの間  
 一般国道九号線 東伯郡大栄町大字六尾二一五番地先から同町大字由良宿一、一六三番の一地先までの間

一、二〇〇メートル  
 一、一〇〇メートル

5の項中

八頭郡那家町大字米岡五九一の二番地地先

安田せつ方横

を

八頭郡那家町大字米岡五九一番地の二地先

八頭郡船岡町大字船岡三六二番地の一地先

八頭郡船岡町大字船岡五六三番地地先

境港市市上道町一、七九七番地地先

永田正名方前

境港市佐斐神町六五二番地地先

木村正通方前

を

境港市市上道町一、八一九番地地先

境港市市上道町一、七八一番地地先

に改め、

港市上道町一、八二三の一番地地先

浜田良三方前

を削り、

日野郡溝口町大字溝口七四八の二番地地先

松浦重蔵方横

を

日野郡溝口町溝口七四八番地の二地先

西伯郡伯仙町尾高一、七五五番地先

西伯郡伯仙町尾高七、七〇一番の二地先

に改める、

西伯郡伯仙町尾高一、七六五番地地先  
 西伯郡伯仙町尾高一、七五四番地先  
 西伯郡伯仙町泉字堂成ル六三三番地先  
 西伯郡大山町赤松字上尋口六二二番地先

日野郡江府町大字江尾二、〇一〇番地の二地先

日野郡江府町大字江尾二、〇一〇番地の三地先

日野郡日野町根雨六三九番地地先

鳥取市御弓町三六番地地先

鳥取市御弓町三六番地地先

鳥取市吉方町二丁目四五一番地地先

鳥取市吉方町二丁目五五七番地地先

鳥取市雲山三五七番地の四地先

に改める。

6の項中

市道火災復興五号線 鳥取市片原五丁目五〇〇番の一地先から同市田島六〇八番地の一地先までの間

市道火災復興八号線 鳥取市川端一丁目二〇一番地地先から同市川端二丁目二一五番地地先までの間

一、三〇〇メートル  
 二五〇メートル

車両(自転車を除く)七時から一九時まで

市道火災復興五号線 鳥取市片原五丁目五〇〇番の一地先から同市田島六〇八番地の一地先までの間

一、三〇〇メートル

〃

を

を

に

を

に

市道火災復興六号線 鳥取市本町一丁目二〇一番地地先から同町一丁目二二〇番地地先までの間	九〇メートル	車両	七時から一九時まで
市道東町水道谷線 鳥取市東町一丁目三〇八番地地先から同町一丁目三〇一番地地先までの間	一一〇メートル	"	"
市道火災復興八号線 鳥取市川端一丁目二〇一番地地先から同町川端二丁目二一五番地地先までの間	二五〇メートル	車両(自転車を除く)	"
一般国道一七九号線 倉吉市巖城地内竹田橋西詰から同市上井三三番地の一地先までの間	を	一般国道一七九号線 倉吉市巖城地内竹田橋西詰から同市上井三三番地の八地先までの間	に
一般国道九号線 東伯郡大栄町大字六尾二一五番地先から同町大字由良宿一〇七六番地先までの間	九〇〇メートル	を	を
一般国道九号線 東伯郡大栄町大字六尾二一五番地の一〇〇メートル	一、一〇〇メートル	を	に改める。
7の項中			
九番地地先	を	に	改め、
九番地地先	を	に	改め、
日野郡日南町菅沢字川西山一二番の一七地先	日南町菅沢部落側	を	に
日野郡日南町菅沢字井の原山西平ら一、二八二番の一八地先	日野町福長部落側	を	に

八頭郡佐治村大字古市字見尻四、四〇二番地地先	日南町菅沢部落側	を削る。
八頭郡佐治村大字古市字立岩六五六の二番地地先	日野町福長部落側	を削る。
八頭郡佐治村大字古市字立岩六五六の二番地地先	日野町福長部落側	を削る。
8の項中		
上福原一、五二八番地地先	二	及び
西福原二の一番地地先	啓成小学校前	を削り、
大字岩本三七八の一二番地地先	小西精米所前	を
八頭郡河原町大字河原中河原屋敷七二番地の一地先	河原簡易裁判所前	を
若桜町大字若桜三九八番地の一地先	重森清方前	を
大字岩本三七八番地の一二地先	大谷保育園前	に
大字大谷字石仏二八四番地地先	河原小学校前	に
八頭郡河原町大字長瀬八番地の二地先	河原小学校前	に
大字今在家三四七番地地先	河原小学校前	に
若桜町大字若桜三九八番地の一地先	河原小学校前	に
大字浅井字樋ケ口二一九番の四地先	河原小学校前	に
九八六番地地先	智頭中学校前	を



